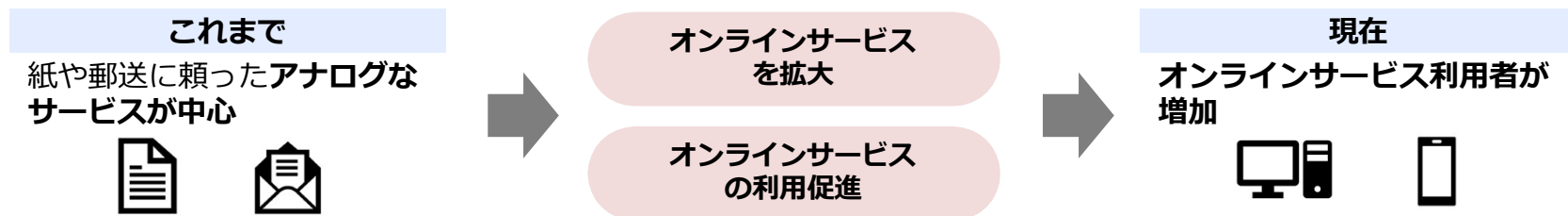


【資料 2】

オンラインサービスの推進 (事業所向け・個人向け)

はじめに

- 日本年金機構では、社会全体のデジタル化への対応、お客様の利便性向上を目的として、**事業所・個人それぞれのお客様のニーズと申請手続等の特性に応じたオンラインサービスを推進しています。**



< 内容 >

- オンラインサービスの概要やメリットを紹介します。

【オンラインサービスの概要】

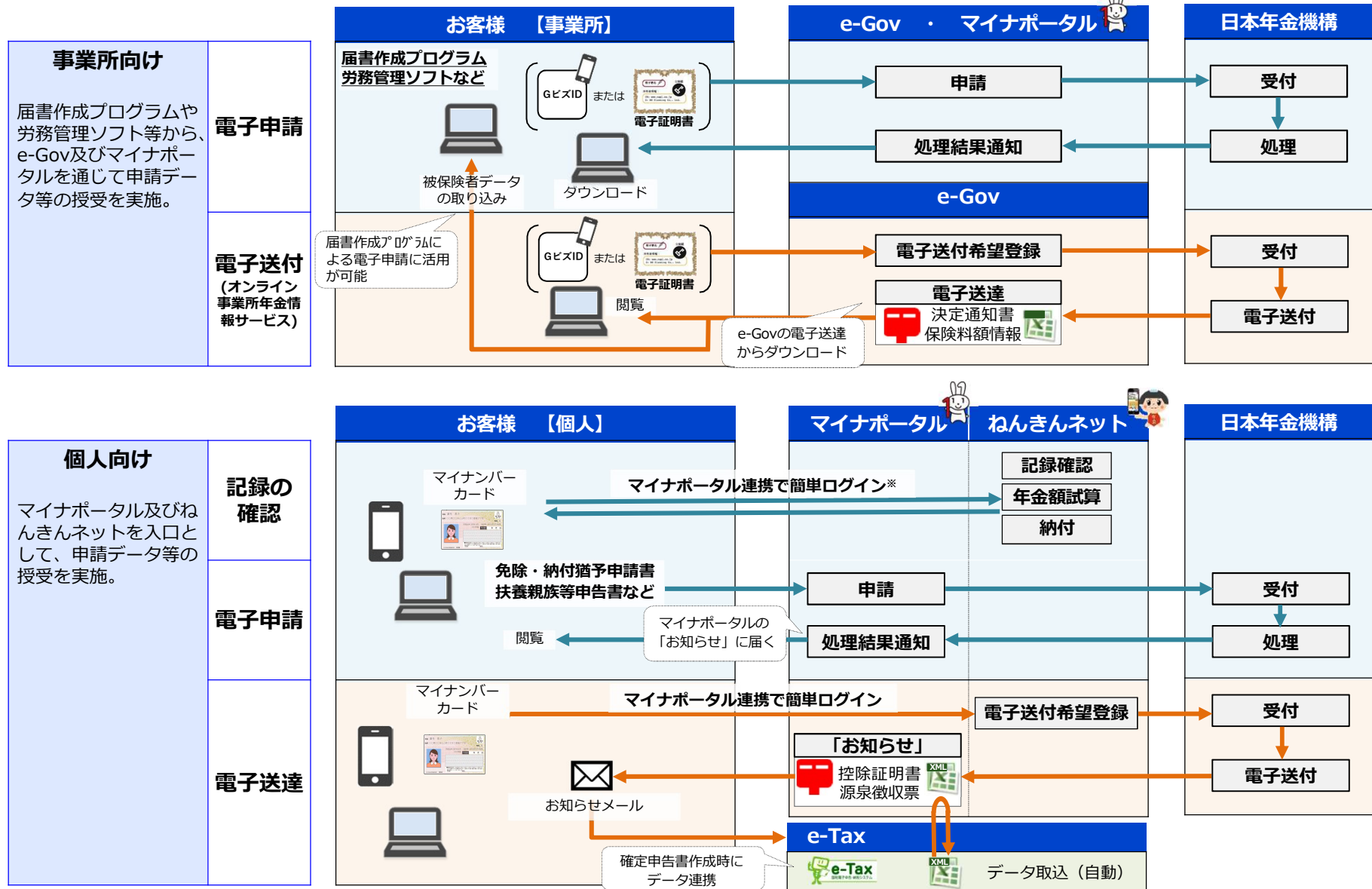
オンラインサービス		概要
事業所向け	電子申請	・事業所が提出する 資格取得届や算定基礎届等の社会保険関係の届書 をインターネットを利用して提出できるサービス。
	情報・通知書の電子送付	・希望登録に応じて、 毎月の社会保険料額等の各種情報・通知書 を日本年金機構から電子送付するサービス。 （令和7年1月から社会保険労務士も一部の機能を利用可能。）
個人向け	記録の確認（ねんきんネット）	・ご本人が年金加入記録の確認や年金見込額の試算等をインターネット上で実施できるサービス。
	簡易な電子申請	・ご本人が国民年金保険料の免除・納付猶予申請、扶養親族等申告書等の個人の手続きをインターネットで実施できるサービス。
	通知書の電子送付	・日本年金機構から、社会保険料（国民年金保険料）控除証明書、公的年金等の源泉徴収票を電子送付するサービス。電子送付された電子データはe-Taxでの確定申告に利用できます。

- オンラインサービスの内容をご理解いただき、多くのお客様にご利用いただけるよう、広く周知をお願いします。

区分	サービス	お願い
職域型年金委員	事業所向け	・所属している事業所での利用
	個人向け	・所属している事業所の従業員やそのご家族への周知
地域型年金委員	事業所向け	・活動の場において会社経営者や会社の社会保険事務担当者等への周知
	個人向け	・活動の場において国民年金被保険者や年金受給者等への周知

【オンラインサービスの全体概要図】

万全なセキュリティを確保する観点から、e-Govやマイナポータルといった政府共通基盤の活用を基本としています。



※ ねんきんネットはマイナンバーカードをお持ちでない方もID・パスワードの登録によりご利用いただけます。

1. 事業所向けオンラインサービス

(1) 電子申請

事業所が提出する資格取得届や算定基礎届等の社会保険関係の届書をインターネットを利用して提出できるサービスです。

① サービスの概要

電子申請の方法は以下の3種類があります。電子申請を行うには、**GビズID※1**または**電子証明書※2**が必要です。

申請方法	概要
届書作成プログラム 無料で簡単に電子申請を始めたい方向け	・日本年金機構のHPから無料でダウンロードできるソフト（届書作成プログラム）から電子申請を行う方法。 ・デジタル庁が発行するGビズIDと組み合わせることで、無料で電子申請の環境が整う。 ・電子送付で受け取る被保険者データを取り込むことで、入力項目の一部が予め入力された状態になり、簡易に電子申請することが可能。
労務管理ソフトウェア 労務管理ソフトで管理している情報を活用したい方向け	・民間事業者が提供する市販の労務管理ソフトウェアから電子申請を行う方法。 ※ ご利用になるソフトによって利用方法が異なりますので、ご利用の労務管理ソフトのHP等をご確認ください。
e-Gov（イーガブ） e-GOV	・e-Gov（デジタル庁が運営している総合的なポータルサイト）から電子申請を行う方法。 ※ 上記の2つの方法と異なり、届書項目全ての入力が必要。申請方法等の詳細はe-GovのHPをご確認ください。

※1 GビズIDは、デジタル庁が運営している認証サービスです。1つのアカウントで複数の行政サービスにアクセスでき、無料で利用可能です。詳しくはGビズIDのHP（URL：<https://gbiz-id.go.jp>）をご確認ください。

※2 電子証明書は、電子申請の際、申請者が送信するデータが原本であること、改変されていないことを証明するためのもので実印に相当するものです。電子証明書は複数の種類があり、取得方法等は電子証明書を発行する認証局（官公庁または民間）のHP等をご確認ください。

② 電子申請のメリット



いつでもどこでも申請可能

24時間365日オンラインで申請が可能
在宅勤務をしていても、自宅から申請が可能



コスト削減

来所や郵送による申請と比べ、移動に要する時間や
交通費、郵送費を削減可能



処理が速い

申請データをそのまま取り込んで処理するため、紙の
届出と比べ、処理が速い



申請時のチェック、データ管理が簡単

申請時に不備がないかシステムチェックが可能
処理状況・結果通知をPCで確認でき、データ管理も簡単

■ 実際の事務処理日数

電子申請された届書は、事務処理の日数※ が短縮。紙の届書より処理が速い。

資格取得届 平均処理日数	H31.4月 (R1)	R6.4月	増減
電子申請	3.3日	0.5日	▲2.8日
紙申請	4.2日	3.2日	▲1.0日

※ 日本年金機構における届書の受付日の翌日から資格確認までの期間（土日祝日除く）であり、全国健康保険協会におけるデータ連携に要する期間を含まない

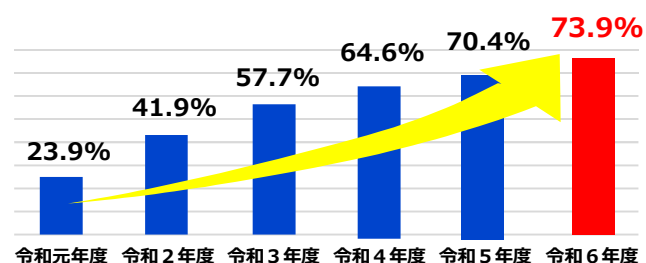
■ 電子申請利用中の中小企業の皆様からの声

- 紙の届書よりも**処理が速く、結果通知も早く届いた。**
- **届書作成が楽**になった。紙の届書だと必要事項を全て手書きしなければならず手間だった。
- 電子申請への切り替えに、**最初は戸惑ったが、慣れれば電子申請の方が楽**になった。
- 届書の郵送費用や窓口に提出する際の交通費が掛からなくなった。
- 手続方法も日本年金機構HPで確認でき、分かりやすかった。
- データで管理できるので、ペーパーレス化につながった。

③ 現状

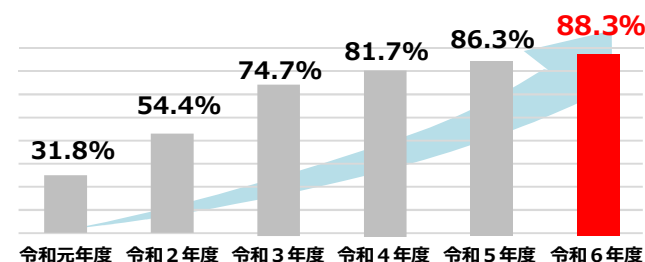
■ 主要7届書※の電子申請割合

年々上昇し、令和7年度に**73.9%**まで増加。



■ 被保険者51人以上&資本金1億円超事業所の電子申請割合

年々上昇し、令和6年度末時点で**88.3%**まで増加。



※ i 資格取得届 ii 資格喪失届 iii 算定基礎届 iv 月額変更届 v 賞与支払届
vi 健康保険被扶養者異動届 vii 国民年金第3号被保険者関係届

(2) 情報・通知書の電子送付（オンライン事業所年金情報サービス）

希望登録に応じて、毎月の社会保険料額等の各種情報・通知書を日本年金機構から電子送付するサービスです。

① サービスの概要

事業主がe-Govから利用開始の申し込み※を行うことで、毎月の社会保険料額情報等の各種情報・通知書を定期的に電子データで受け取ることができます。

令和7年1月から、事業主のGビズIDに加え、電子証明書の添付による利用開始の申し込みができるようになりました。また、社会保険労務士も提出代行証明書を添付することにより、委託元の事業所の被保険者データを受け取ることができます。

※ 利用開始の申し込みは事業主名義のアカウントや電子証明書で実施する必要がありますが、「e-Govのアカウント間情報共有機能」を活用することで、事業主が指定した担当者のアカウントで閲覧することができます。

各種情報・通知書の内容		メリット
社会保険料額情報	・ 月末に納付していただく社会保険料の見込額の情報。	・ 社会保険料額を、毎月20日頃に送付する実際の通知より先に知ることが出来ます。
保険料増減内訳書	・ 保険料の増減に該当する被保険者、増減となった理由及び増減額の情報。	・ 資格取得届等の提出により、前月と当月の社会保険料額に増減が生じた場合に、その理由や対象の被保険者等を知ることが出来ます。
基本保険料算出内訳書	・ 9月分保険料※1の基礎となる標準報酬月額ごとの被保険者数等の情報。毎年10月にのみ作成されます。	・ 算定基礎届を提出した結果の標準報酬月額ごとの人数を知ることが出来ます。
賞与保険料算出内訳書	・ 被保険者ごとの賞与保険料の情報。 賞与支払届の提出があった場合にのみ作成されます。	・ 個人毎の賞与に係る保険料額を知ることが出来ます。
被保険者データ	・ 届書作成プログラム※2で簡単に届書を作成するための、事業所情報と被保険者情報のデータ。	・ 社会保険手続きに必要な一部のデータの入力を省略できるため、届書作成時の手間を省けます。
保険料納入告知額・領収済額通知書	・ 社会保険料を口座振替で納付する事業所の、当月の口座振替額と前月の領収済額をお知らせする通知書。	・ 毎月、紙で届く口座振替額・領収済額の通知内容の管理が簡単になります。

※1 毎年7月に提出される算定基礎届が最初に反映される月の保険料

※2 日本年金機構が無料で提供している、届書を簡易に作成・申請できるソフトウェア

② 電子送付のメリット



連絡不要で、必要な情報を定期的に入手可能

必要な都度、年金事務所へ連絡する必要はなく、1度の申込で、定期的に必要な情報が電子送付される



いつでもどこでも確認可能

24時間365日オンラインで、どこでも確認可能
関係者間の情報共有が容易になる



早く確認・受取が可能

例えば、保険料額情報は1週間程度、被保険者データは20日間程度、郵送よりも早く確認・受け取りが可能



簡易に電子申請が可能

機構が提供する届書作成プログラムに取り込むことで、簡単に届書データの作成・電子申請が可能

(3) 利用方法

- 日本年金機構のHPに詳細な利用方法、動画やチャットボットを掲載しています。
- リーフレットもご用意しておりますので、利用いただく際や周知いただく際にご活用ください。

オンラインサービス	機構HP		リーフレット
	URL	動画	
電子申請	 日本年金機構 電子申請 検索 https://www.nenkin.go.jp/denshibenri/index.html		別添 1
電子送付 (オンライン事業所 年金情報サービス)	 オンライン事業所年金情報サービス 検索 https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/online_jigyousho.html		別添 1

- 電子申請・オンライン事業所年金情報サービスの利用に関するお問い合わせはお電話でも承ります。
ねんきん加入者ダイヤル（日本年金機構「電子申請・電子媒体申請」照会窓口）
0570-007-123（ナビダイヤル）→「2番」をお選びください
※ 050から始まる電話でおかけになる場合は、03-6837-2913→「2番」をお選びください
〈受付時間〉月～金曜日：8：30～19：00 / 第2土曜日：9：30～16：00
※ 第2土曜日以外の土・日・祝日、12/29～1/3はご利用いただけません。
- 電子申請の利用環境の導入コストに関しては、**IT導入補助金制度**（P11参照）も準備されています。

2. 個人向けオンラインサービス

(1) 記録の確認（ねんきんネット）

ご本人が年金加入記録の確認や年金見込額の試算等をインターネット上で実施できるサービスです。

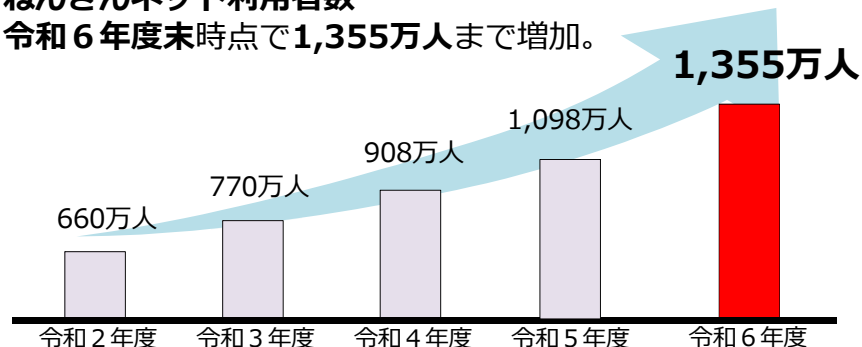
① サービスの概要

機能		概要
年金記録	年金記録の確認	・ご自身の年金記録を月別、制度別（国民年金、厚生年金保険、船員保険）で確認することができます。
	持ち主不明記録検索	・持ち主が分からない年金記録（未確認記録）を検索できます。 ・すでに亡くなられた方の年金記録をご遺族の方が検索することもできます。 ※記録が判明した場合は、お近くの年金事務所へご相談下さい。
年金見込額の試算		・簡単な操作で、現在の加入条件が60歳まで継続すると仮定した年金見込額を試算できます。 ・また、お客様ご自身で様々な条件を設定することで、詳細な年金見込額も試算できます。
通知書	通知書の確認	・日本年金機構から送付する以下の通知書などをPDFファイルで確認できます。 厚生年金保険/国民年金被保険者の方 ⇒ ねんきん定期便 国民年金保険料を納付した方 ⇒ 社会保険料（国民年金保険料）控除証明書 年金受給者の方 ⇒ 公的年金等の源泉徴収票、年金振込通知書等 また、一部通知書は電子送付し、紙の郵送を止めることもできます。（詳細はP9参照）
	通知書の再交付申請	・通知書をねんきんネットから再交付申請することができます。 ・「公的年金等の源泉徴収票」及び「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」は電子通知書の再交付申請を行うこともできます。
国民年金保険料の納付		・お手元に紙の納付書がなくても、ねんきんネット上に保険料の納付に必要な情報が表示され、インターネットネットバンキング等を利用して、納付することができます。

② 現状

■ ねんきんネット利用者数

令和6年度末時点で1,355万人まで増加。



(2) 簡易な電子申請

ご本人が国民年金保険料免除申請、扶養親族等申告書等の個人の手続きをインターネットで実施できるサービスです。

① サービスの概要

マイナポータルやねんきんネットを利用した電子申請可能な届書は以下のとおり。

対象者	手続き	概要
国民年金に加入する、加入している方 (被保険者)	国民年金被保険者資格取得(種別変更)届	・退職等で国民年金第1号被保険者となるときの手続き。
	国民年金保険料免除・納付猶予申請書	・失業や所得が少ない等の理由で国民年金保険料を納付できない場合に、納付の免除や猶予を申請するときの手続き。
	国民年金保険料学生納付特例申請書	・学生の方が国民年金保険料を納付できない場合に、納付の猶予を申請するときの手続き。
	国民年金保険料産前産後免除該当届	・出産予定または出産した場合等に、産前産後期間の国民年金保険料の免除を受けるときの手続き。
	国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書	・国民年金保険料について、口座振替による納付を開始するとき、振替する口座を変更するときの手続き。
年金受給者の方	扶養親族等申告書	・年金から源泉徴収される所得税について、配偶者控除や各種控除を受ける際に日本年金機構へ提出する申告書。
	受取機関変更届	・年金を受け取る金融機関を変更するときの手続き。
これから年金を受給する方	老齢年金請求書 ※未加入期間がないなど一定の条件を満たす方が対象	・受給年齢に達し、老齢年金を受け取る権利が発生した方が年金を受け取るときの手続き。

② 簡易な電子申請のメリット

 **スマホで手続きが完結**
スマホで申請・処理結果の確認が可能
(PCでも可能)

 **いつでもどこでも申請可能**
24時間365日オンラインで申請可能
年金事務所の窓口に行かず、ご自宅から申請可能

 **届書の作成が簡単**
氏名や基礎年金番号等の情報が画面に照写されており、入力が不要なため、届書を簡単に作成することが可能

 **費用削減**
来所や郵送による申請と比べ、移動に要する時間や交通費、郵送費を削減可能

③ 簡易な電子申請の特徴

特徴1 届書の入力が簡単

届書入力画面に日本年金機構が保有する情報が予め表示されているため、ご自身で入力する項目が少なくなります。

特徴2 届書の不備をすぐに検知

必須項目の入力漏れ等、不備がある場合、申請時にすぐに不備箇所がお知らせされますので、届出事項もれがありません。

1 受給者情報	
氏名	年金 太郎 様
基礎年金番号	1234-5678920
年金コード	1150 (老齢基礎・厚生年金)
氏名 (フリガナ)	ネンキン タロウ
生年月日	昭和26年10月25日
郵便番号	123-4567
東京都杉並区高井戸西	

氏名や基礎年金番号等、機構が保有する情報は予め表示。

(3) 通知書の電子送付

日本年金機構から、社会保険料（国民年金保険料）控除証明書及び公的年金等の源泉徴収票を電子送付するサービスです。

① サービスの概要

- 確定申告や年末調整に必要な**控除証明書及び源泉徴収票**を電子データで受け取れます。
- 受け取った電子データを国税庁が提供する**e-Tax**に取り込み、簡単に確定申告をすることが可能です。
- ねんきんネットから、電子送付の希望を登録すると、以後、**控除証明書及び源泉徴収票が発行される都度、電子データが電子送付**されます。（電子送付の希望登録を行うと、紙の控除証明書及び源泉徴収票の郵送は停止となります）

② 電子送付のメリット



簡単に確定申告が可能

e-Taxにおける確定申告時に、受け取った電子データを活用することで、入力の誤りがなく、手間も減る



早く受け取り可能

例えば、源泉徴収票であれば、紙よりも1～2週間程度早く受け取りが可能

③ 利用にあたって

- 電子送付日までに電子送付希望の登録が完了していれば、毎年同じ時期に電子送付されます。
- 電子送付日までに登録が間に合わなかった場合でも、ねんきんネットから再交付申請を行うことで、通知書の電子データを受け取ることができます。

④ その他の通知書

- ねんきんネットでは、被保険者等に対して年に1回発行される**ねんきん定期便**や年金受給者に郵送する**振込通知書**も**オンライン**で閲覧できます。
- さらに、**ねんきん定期便は、「ペーパレス化」の登録を行うと、紙の郵送を抑止**できます。
「ペーパレス化」は、誤配達のリスクが無くなるとともに、環境にも優しいというメリットもあります。



(4) 利用方法

■ ねんきんネットへのログイン方法

マイナンバーカード※を利用し、マイナポータルにログインの上、ねんきんネットへ簡単にログインすることができます。

※ マイナンバーカード保有枚数：97,722千枚（令和7年3月末時点）

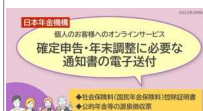
電子申請や電子送付サービスを利用するには、マイナンバーカードによるログインが必要です。



スマホ・PCで利用可能

■ HP及びリーフレット

- 日本年金機構のHPに詳細な利用方法、動画やチャットボットを掲載しています。
- リーフレットもご用意しておりますので、利用いただく際や周知いただく際にご活用ください。

オンラインサービス	機構HP		リーフレット
	URL	動画掲載	
ねんきんネット	 ねんきんネット 検索 https://www.nenkin.go.jp/n_net/index.html		別添 2
簡易な電子申請	国民年金関係  国民年金 電子申請 検索 https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/denshi_kokunen.html		別添 3
	扶養親族等申告書  扶養親族等申告書 電子申請 検索 https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/denshi_fuyo.html		別添 4（継続用） 別添 5（新規用）
	老齢年金請求書  老齢年金 電子申請 検索 https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/denshi_rourei.html		別添 6
電子送付	 年金 通知書 電子送付 検索 https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/denshisofu_kojin.html		別添 7（控除証明書） 別添 8（源泉徴収票）

<参考> 経済産業省（中小企業庁）が所管している「IT導入補助金」制度について

ソフトウェア購入費や導入関連費用などの一部を補助する「IT導入補助金」制度があります。
詳しくは、IT導入補助金HP（URL：<https://it-shien.smrj.go.jp>）をご確認ください。

<通常枠>

中小企業・小規模事業者等のみなさまが自社の課題やニーズに合ったITツールを導入する経費の一部を補助することで、労働生産性の向上をサポートするものです。

補助対象者

中小企業・小規模事業者のみなさま

補助率・補助額

*プロセス数の要件により補助額が異なる

補助率

1/2以内
2/3以内※

補助額

1プロセス以上 5万円以上150万円未満
4プロセス以上 150万円以上450万円以下

※ 3か月以上地域別最低賃金+50円以内で雇用している従業員が全従業員の30%以上であることを示した場合の補助率は2/3以内

ITツールの要件

下図の内、1種類以上の業務プロセスを保有するソフトウェアを申請すること（汎用プロセスのみは不可）

種別	プロセス
業務プロセス	P1 顧客対応・販売支援
	P2 決済・債権債務・資金回収管理
	P3 供給・在庫・物流
	P4 会計・財務・経営
	P5 総務・人事・給与・教育訓練・法務・情シス・統合業務
	P6 その他業務固有のプロセス
汎用プロセス 単体での使用は不可	P7 汎用・自動化・分析ツール (業種・業務が限定されないが、生産性向上への寄与が認められる業務プロセスに付随しない専用のソフトウェア)

補助対象

ソフトウェア

必須

ソフトウェア購入費、クラウド利用料（最大2年分）

オプション

- 機能拡張
- データ連携ツール
- セキュリティ

役務

- 導入コンサルティング・活用コンサルティング
- 導入設定・マニュアル作成・導入研修
- 保守サポート

“IT導入補助金2025 HP ホーム> 補助対象について> 通常枠” 参照 (<https://it-shien.smrj.go.jp/applicant/subsidy/normal/> (参照 2025-05-23))